

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都江戸川区松江四丁目24番10号

氏名 株式会社春江

代表取締役 板橋 正幸

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

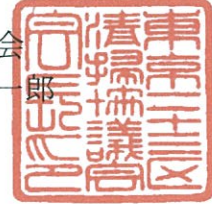
平成29年2月1日

江戸川区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 西川 太一郎

記



1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを含む。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設

株式会社春江
ジャパン・リサイクル株式会社
農事組合法人農業資源活用生産組合
日立セメント株式会社

4 作業場所 江戸川区の区域内

5 許可期間 平成29年2月1日 から
平成31年1月31日 まで

6 許可の条件

作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

保管・積替施設については、以下のとおりとする。

- ・設置場所は、東京都江戸川区松江四丁目24番10号とする。
- ・保管する一般廃棄物の種類は、普通ごみに限る。
- ・施設は、区長の指定する処理施設へ搬入可能な日に使用しないこと。
- ・施設の使用方法は、一般廃棄物を車両に積載した状態での積置きに限る。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、江戸川区長に対して、審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この決定については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、江戸川区を被告として(訴訟において江戸川区を代表する者は江戸川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。